

平成30年度 菊川市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

本調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、今年度本市が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針を策定するものである。

2 適用範囲

本調達方針は、菊川市の全ての機関が発注する物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達とする。

3 調達方針の管理及び運営

本調達方針の策定、管理及び運営は、健康福祉部福祉課において行う。

4 障害者就労施設等の範囲

本市において調達の対象となる障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

5 調達の対象品目及び調達目標

本市において、重点的に調達を推進すべき物品については、以下のとおりとする。

種別	調達品目	調達目標	H29実績
物品	事務用品、書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他の物品	前年度実績 以上	2,016,102円
役務	印刷、クリーニング、清掃・除草作業 施設管理 情報処理・テープ起こし、 飲食店等の運営、その他のサービス・役務		

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的に推進するため、調達可能な物品の情報を収集し、適用機関に対しその情報を提供する。
- (2) 各機関からの物品の問合せ等に対し、障害者就労施設等と連携を図り、速やかに調達に向け調整を行うこととする。
- (3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、地方公共団体が随意契約することができる範囲として、地方公共団体の規則で定める手続により障害者支援施設等から役務の提供を受ける場合が規定されていることから、本市契約規則第20条の2により、随意契約方式を活用しながら調達を行うものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市のホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、当該年度終了後に速やかに取りまとめ、市のホームページ等に公表する。